

発行日 2015/10/13

社会福祉法人生活クラブ
柏市地域生活支援
センターあいネット
〒277-0004
柏市柏下65-1
ウェルネス柏内
電話：04（7165）8707

目次	
生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金貸付制度との連携セミナー	1
生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金貸付制度との連携セミナー	2
アドバイザー養成研修(家族支援)	2
あいネット就労支援準備室より	3
お知らせ	4

ひとこと

最近、朝晩冷えます。
皆様、風邪には気をつ
けましょうね。



生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金貸付制度との連携セミナー

平成27年9月28日、千葉県社会福祉協議会主催のセミナーに参加しました。全国社会福祉協議会民生部長、池上実氏より、「生活困窮者自立支援事業との連携による生活福祉資金の貸付について」と題し、講演がありました。その後、シンポジウムとして浦安市社会福祉課課長補佐、梅澤氏・暮らしサポート成田相談支援員、松田氏・社会福祉法人光明会社会貢献部長、山本氏より、それぞれの機関からの実践報告がありました。以下、お話の抜粋です。

生活困窮者自立支援事業との連携による生活福祉資金の貸付について 全国社会福祉協議会民生部長、池上 実 氏

自立相談支援事業の利用状況等（厚労省資料から）

①全国の状況

- ・自立相談支援事業の新規相談受付件数（4月～7月計） 85, 162件
- ・自立支援プラン策定数(同)・・・13, 767件 （プラン策定率は16. 1%）

②千葉県内の状況

柏市においては4月から7月の受付計、183件に対し、支援プラン作成件数は78件となっています。
※支援プランとは、生活困窮者自立支援制度において法定サービス（家計相談、就労準備支援事業等）を使う場合、支援プランを作成し、市からの決定を得る必要があります。

○見えてきた課題

- ・支援プランに繋げる難しさ
- ・「出口」の支援の不足・・・任意事業の実施率の低さ、関係事業との連携不足。（例えば生活福祉資金の貸付に繋いで支援終了といったケース）
- ・相談者が抱える課題に対応した支援の難しさ（相談に来る人の多くが障害や疾病を抱えているなかでの効果的な支援とは）

生活福祉資金貸付事業について

- ・あくまで貸付であり、償還が前提であること →就業等に償還の可能性の判断、過大な負債を負うことの課題
- ・一方で、公的な貸付として、ご本人の自立への期待のなかで検討すべきこと →自立相談機関と社協との連携の重要性

生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金貸付制度の効果的な連携のために

- ①制度理解、情報共有のための機会の確保（行政を含める）
→自立相談支援機関と社協を中心に、情報共有・情報交換機会の確保
→事業の実施主体(委託者)である行政も交えた取り組みが望ましい

②貸付後の連携・協働のあり方の検討

- 自立相談支援機関と社協（貸付担当）との役割分担や協力のあり方検討
→貸付の中断、延長・再貸付等の取扱いの共通認識化

シンポジウム

実践報告①

浦安市社会福祉課課長補佐 梅澤 岳 氏

浦安市での自立支援事業は、直営で行っており、市役所社会福祉課内に設置。就労準備支援事業（プレワーク浦安）は、直営で行い、定員は15名。事業内容は公用車洗車事業・パソコン講習事業・就労支援セミナーを行っている。その他、家計相談事業・学習支援事業を実施。

○浦安市社会協議会との連携

「互いの業務の流れが見える関係」の構築に向けて

- ①生活困窮者自立支援連携推進会・・・自立相談支援事業所との連携強化を目指し、勉強会・意見交換会を開催
- ②支援調整会議
- ③面接への同行・・・相談者を案内する場合に相互に同行・同席

実践報告②

成田市社会福祉協議会 暮らしサポート成田 松田 裕児 氏

共同体方式により社協と地元社会福祉法人（大成会）の2団体が受託。任意事業は「家計相談支援事業」「就労準備支援事業」を自立相談支援事業と一括受託し運用している。

○生活困窮者自立支援機関において感じていること

- ・貸付制度（総合支援資金・緊急小口の一部）の第一相談機関となったが貸付制度が分かりづらい。
 - ・貸付窓口相談をかけたにもかかわらず借用できないことが多い。
 - ・生活保護の対象でもなく、貸付も受けられないと言われてしまうとう途方に暮れてしまう。等
- ソフト面（大切にしたいかわりのあり方や役割分担等）とハード面（制度上決められた具体的な相談手順や必要書類の取扱いなど）という切り口に両者間の「連携」について検討する。

実践報告③ 社会福祉法人光明会 社会貢献部長 山本 樹 氏

「就労支援から見た生活福祉資金貸付制度」

特徴として、7市2町すべての生活困窮者自立支援事業において、JV方式あるいは、複数法人による事業運営をとっている。また、中核地域生活支援センターと障害者就業・生活支援センターとが、連携して生活困窮者自立支援事業を行っている。

○中核地域生活支援センターと障害者就業・生活支援センターとの連携

平成20年度から佐倉市において障害者就業・生活支援センター（就職するなら明朗塾）を開始。同時に市内にあった、中核地域生活支援センター（すけっと）の事務所が移転し、両事業とも同一事務所で事業を実施することになる。

○就職支援における生活福祉資金貸付制度との連携

- ・連携する際に気をつけること・・・支援対象者に返済能力と意思はあるか？ 過去3か月の家計表とキャッシュフローを見て再度検討。
- ・協力者や他の可能性を再度確認(家族や身内、使用者、家、通帳等)
- ・生活福祉資金の償還指導と生活困窮者自立支援事業（家計相談支援）との役割分担を明確化。

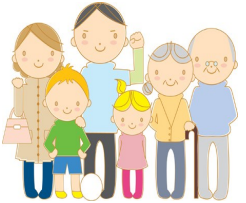
貸付金を受けることは、ご本人の負債にもなります。自立相談支援機関として、貸付金を利用して生活の立て直しを講ずる場合は、ご本人の負担等を考慮し、今後の見立てを立てることが重要です。目先だけの支援だけでなく、総合的な支援がこの事業において大切なことだと感じました。

平成27年度アドバイザー養成研修Ⅰ（家族関係支援）

平成27年9月8日（火）10：00～千葉県庁本庁舎にて、平成27年アドバイザー養成研修Ⅰが開催され、受講してきました。児童虐待について共通の知識や認識を持って対応できるよう、児童相談所の専門的機能の向上を図るとともに、関係機関職員のさらなる知識の獲得やスキルアップを目的に開催されました。県内の児童相談所や市町村の児童家庭支援センター等、80名近く参加者がいらっしゃっていました。

午前中は、「初動からの家族支援」をテーマに、銚子児童相談所長の渡邊直様より講義がありました。家族と子どもの安全を確保するという事を最優先にしていくことの大切さが強調され、そのためにご家族のお困り事をいかに聞いていくか、家族が安心して相談していけるようになるための様々な技法や工夫について教えて頂きました。

この点については、私どもの地域生活支援センターでの相談業務においても、活用できる事が多く、大変勉強になりました。午後は実際の面接先週として、模擬ケースを題材にロールプレイの練習に取り組みました。自分の練習としてもさることながら、他の人の面接場面を客観的に見させていただくことにより、新たな視点や、自分を顧みるいい機会となりました。今後の相談業務に活かしていきたいと感じました。



あいネット就労準備支援室より

10月

就労準備支援室からは、就労についての情報をお届け致します。講座にもぜひご参加ください。



履歴書記入の注意点 No.6



志望動機の書き方は・・・？

志望動機を作成する場合、簡潔な文を心がけることがまず大切です。

まず、応募した結論を書くようにします。最初に結論を言うだけで、分かりやすさが格段に向上します。次に大枠として、「業界」を志望した理由を説明します。

そして、「その企業でなければいけない」という点が伝わるように書くことが大切です。さらに、「入社して何をしたいか」が伝わるように書きましょう。

最後に決意、つまり最大限に努力すること、会社に貢献することなどの決意を述べて、志望動機を締めくくります。



こころを健康に保とう！ No.1



セルフケアとストレス

こころを健康に保つには、セルフケアがとても大切です。こころの健康に大切な生活習慣のポイント、リラクゼーションのコツなどのセルフケアを身につけましょう。そのためには、ストレスについての基礎知識をもつと同時に、日常生活での工夫を心がけることが大切です。ただし、自分なりの工夫を続けていてもうまくいかないときは、専門家に相談するようにしましょう。

ストレスって何？

ストレスと聞くと、嫌なことやつらいことを連想される方が多いかもしれません。しかし、実はうれしいことも楽しいこともストレスの原因になります。毎日を快適に過ごすために、まずはストレスを正しく理解しましょう。

(厚生労働省「みんなのメンタルヘルス」より)

今月の講座案内

講座受講希望の方は日程調整いたします。ご連絡ください。



コミュニケーション講座

面接の模擬をしたり、気持ちが楽になるコミュニケーションの方法をお伝えします。ワークを通してスキルを高めましょう！



キャリア講座

自分を振り返りながら、仕事についても考えてみましょう！



パソコン講座

Word・Excelを通してパソコンの基本的な操作を覚えられるようお手伝いします。マンツーマンが基本ですので、ご自分のペースで練習する事ができます。



職場体験

ディサービス「あじさい」で高齢者が自立した生活ができるようお手伝いをします。車で送迎します。昼食代500円頂きます。



この講座は、生活困窮者自立促進支援法に基づく支援を利用されている方に向けてのプログラムです。対象ではない方で利用希望の方は電話でご相談ください。



お知らせ

こちらのコーナーへ掲載希望の方はあいネットまで
(TEL: 04-7165-8707 FAX: 04-7165-8709)



2015年 世界アルツハイマーデー記念講演会 「認知症にならない なったかも、なっても」

日時:平成27年11月6日(金)13:30~16:00(開場13:00)

会場:千葉市文化センター 3階 アートホール

参加費:無料

定員:500名(申し込み先着順)

申込み:FAX・ハガキ・電話にて受付

問合せ:公益社団法人 認知症の人と家族の会 千葉支部

千葉県千葉市中央区千葉港4-3 千葉県社会福祉センター3階

tel 043-204-8228 / fax 043-204-8256



講演会・シンポジウム 障害者差別解消法ってなに？

講師:横浜法律事務所 弁護士 向川純平氏

日時:平成27年11月7日(土)13:00~16:30(開場12:30)

会場:船橋市役所11階 大会議室

参加費:500円(資料代)

定員:100名(申し込み先着順)

申込み:FAX・メール・電話等にて受付

問合せ:ふらっと船橋(担当:清水・正木) 船橋市海神1-31-31-101

tel 047-495-6777 / fax 047-495-6776

mail:flat-funabashi@key.ocn.ne.jp



犯罪被害者週間(H27.11.25~12.1) 千葉県民のつどい 犯罪被害者とその支援～私の体験～

講師:認定NPO法人全国被害者ネットワーク 理事長 平井紀夫氏



日時:平成27年11月15日(土)13:00~16:00(受付開始12:00)

会場:千葉市生涯学習センター

参加費:無料

申込み:必要(平成27年11月10日締め切り) ※当日入場可能

申込み:FAX・メール・電話等にて受付

問合せ:千葉県生活安全課

tel 043-223-2333 / fax 043-221-2969

mail:anzen@mz.pref.chiba.lg.jp

